郵便約款の変更の認可について(郵便事業㈱が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いの開始並びに郵便事業㈱が発行する郵便葉書の規格及び様式の変更等)

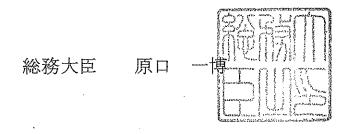
(諮問第1032号)





諮問第1032号 平成22年3月10日

情報通信行政·郵政行政審議会 会 長 高 橋 温 殿



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役社長 鍋倉 眞一から、別添のとおり、 郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づく郵便約 款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第 2 項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第 1 項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審査結果

審査基準	審査結果	理由
【施行規則第 26 条】 会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときに掲げる事項を記載ない。 相関を提出しい。 一 郵便約款(変更の認用の対照を明示すること。) 二 実施予定期日 三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由	適	郵便事業株式会社(以下「会社」という。) から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に掲げる事項が記載されていることか ら、認可申請書として適当なものであると認 められる。
【法第 68 条第 2 項第 1 号】 1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便	適	変更申請の内容は、 ① 会社が発行するくじ付葉書による配達 地域指定の取扱いの開始(特定期間引
約款で定めることと されている事項		受配達地域指定郵便) ② 会社による横に長い形状の葉書の発行 ③ 往復葉書の往信の際に返信部に記載できる記載事項の制限の廃止等であり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。
ロ 郵便物の引受け、 配達、転送及び還付 並びに送達日数に関 する事項	適	変更申請の内容のうち、会社が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いについては、あて名の記載を省略した郵便物を、会社が別に定める期間内に引き受け、これを会社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達すると記載されており、また、その他の転送及び還付並びに送達日数に関する事項については、一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。 なお、上記以外の変更申請の内容については、従前と同様の取扱いであり、変更はない。

ハ 郵便に関する料金 の収受に関する事項 二 その他会社の責任 に関する事項 【法第 68 条第 2 項第 2 号】 2 特定の者に対し不当な差 別的取扱いをするものでな いこと。	<u>—</u>	従前と同様の取扱いであり変更はない。 従前と同様の取扱いであり変更はない。 変更申請の内容には、特定の者に対し不当 な差別的取扱いをする規定は存在しないこと から、適当であると認められる。
---	----------	--

郵 郵 事 第 5 4 3 号 平成 2 2 年 2 月 2 2 日

総務大臣 原口 一博 様

郵便事業株式会社 代表取締役社長



郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、内国 郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日 平成22年6月1日
- 3 変更を必要とする理由 お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図る ため。

※下線部分は改正部分

は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物 であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。)があるもの及び住宅等の出入口 の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階に 第76条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総 務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その達 築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって 特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその建築物の管理者の事務所又 のみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、 (郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い) 又は交付します。

- (1) 法第43条 (高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合
- ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便 受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受 ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りでありません。
 - 特殊取扱としないもの
- 特定記録郵便物(速達としたものを除きます。
- 年賀特別郵便物
- 配達日指定郵便物(書留又は代金引換としたものを除きます。)
- イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速産、翌朝郵便又 は新特急郵便とする郵便物で書留又は代金引換としないものについては、受取人不在その他の事由 によりその住宅等に配達することができなかったときは、郵便受箱に配達します。
- (曜) 2 .3

特殊取扱 第5章

(盤) 第1節~第14節

(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)

第16条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総 務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建 特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取ることができるその健築物の管理者の事務所又 は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物 であって特殊取扱としないものの受取りを拒むものを除きます。)があるもの及び住宅等の出入口 の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階に 築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって のみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、 又は交付します。

- (1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合
- 受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受 ア
 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便 ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りでありません。
- 特殊取扱としないもの 3
- 特定記録郵便物(速達としたものを除きます。 (£)
 - 年資特別郵便物
- 配達日指定郵便物(書留又は代金引換としたものを除きます。) Θ

特定期間引受配達地域指定郵便物 £

- は新特急郵便とする郵便物で書留又は代金引換としないものについては、受取人不在その他の事由 アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵便又 によりその住宅等に配達することができなかったときは、郵便受箱に配達します。 7-
- (2)
- (28) . 3

特殊取扱 第5章

(留 第1節~第14節

第15節 特定期間引受配達地域指定郵便

(特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い)

れを当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達 第152条の2 当社は、あて名の記載を省略した郵便物を当社が別に定める期間内に引き受け、 する特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いをします

- 2 特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをし
- (1) お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項の規定により発行された郵便葉書(お年玉付 きとして発行されたものを除きます。)であること。
- 同一差出人から差し出されたものであること。
- 当社が別に定める区分、把束、差出方法及び差出事業所に関する条件を満たすものであるこ \odot

	と。 ます。)は、これを他の特殊取扱とする三とができません。 ます。)は、これを他の特殊取扱とすることができません。 (特定期間引受配達地域指定郵便の表示) 第152条の3 特定期間引受配達地域指定郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をして いただきます。	附 則 (平成※※年※月※※日 郵郵事第※※※号) この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。	
	m 無		2
The Control of the Co			

郵郵事第543号の2平成22年2月22日

総務大臣 原口 一博 様

> 郵便事業株式会社 代表取締役社長

> > 鍋倉



郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、内国 郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 内国郵便約款
 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日 平成22年6月1日
- 3 変更を必要とする理由 お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図る ため。

内国郵便約款新旧対照表

\mathcal{H}	故 正
(当社が発行する郵便薬書の規格及び様式)	(当社が発行する郵便薬書の規格及び様式)
第21条 当社が発行する郵便薬書の規格及び様式は、次のとおりです。	第21条 当社が発行する郵便薬書の規格及び様式は、次のとおりです。
(1) 通常薬醤並びに往復薬書の往信部及び返信部は、それぞれ数14.8センチメートル、数1	(1) 通常葉書並びに往復葉書の往信部及び返信部は、それぞれ長辺14.8センチメートル、短
0 センチメートルの紙とし、往復葉響にあっては、往信部と返信部 とを横に 連続するものとする。	$\mathbf{Z}_{\mathbf{Z}}$ 10センチメートルの紙とし、往後葉書にあっては、往信部 \mathbf{O} 長 $\mathbf{Z}_{\mathbf{Z}}$ と返信部 \mathbf{O} 長 $\mathbf{Z}_{\mathbf{Z}}$ が連続するものとする。
(2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。	(2) 紙質及び厚さは、筆書及び送達に支障がないものとする。
(3) 表面の色彩は、白色又は淡色とする。	(3) 表面の色彩は、白色又は淡色とする。
(4) 表面の左上部(横に長く使用するものにあっては、右上部)には、料額印面を付ける。	(4) 表面の左上部 (横に長く使用するものにあっては、右上部) には、料額印面を付ける。
(5) 表面の上部の中央には、通常薬書にあっては「郵便はがき」の文字を、往復薬書の往信部及	(5) 表面の上部の中央には、通常薬書にあっては「郵便はがき」の文字を、往復薬書の往信部及
び返信部にあっては「郵便往復はがき」の文字を表示する。	び返情部にあっては「郵便往復はがき」の文字を表示する。
	(6) 表面の上部(横に長く使用するものにあっては、右側部)には受取人の、下部には差出人の
(6) 表面の上部には受取人の、下部には差出人の住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷する。	住所又は居所の郵便番号記入枠を印刷する。
前項の郵便薬書には、絵画、写真、書、図、簡単な字句等を印刷することがあります。	2 前項の郵便薬書には、絵画、写真、書、図、簡単な字句等を印刷することがあります。
	附 則(平成※※年※月※※日 郵郵事第※※※号)
	1. 名字に曲的 1. 以近の2年6日1. 日から書籍、中上

郵 郵 事 第 5 6 8 号 平成 2 2 年 3 月 1 日

総務大臣 原口 一博 様

郵便事業株式会社 代表取締役社長



郵便約款の変更認可申請書

郵便法(昭和22年法律第165号)第68条第1項の規定に基づき、内国 郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 内国郵便約款 別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日 平成22年5月1日
- 3 変更を必要とする理由 お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図る ため。

内国郵便約款新旧対照表

第	(A)
(住復葉書の住債の際返債部に記載できる事項) 第24条 住復葉書には、往信の際その返信部に返信に必要な事項をあらかじめ記載することができ ます。	第24条 <u>削除</u>
(頻便業書に浮出添付等のできる範囲) 第25条 (略)	(郵便葉書に浮出添付等のできる範囲) 第25条 (略)
2 郵便業書(往復葉書の往信の際にあっては、返信部を含みます。)は、他の物を添付して差し出すことはできません。ただし、導い紙又はこれに類する物を第22条(私製業書の規格及び様式)第1項(3)の条件を満たし、かつ、容易にはがれないよう全面を密着させたもので、次に掲げるも	2 郵便業書(往復業書の往信の際にあっては、返信部を含みます。)は、他の物を添付して差し出すことはできません。ただし、薄い紙又はこれに類する物を第22条(私製薬書の規格及び様式)第1項(3)の条件を満たし、かつ、容易にはがれないよう全面を密着させたもの、(往復業書の住信
の以外のものは、この限りでありません。	の際の返信部にあっては、同部から分離して使用する物を添付したものを除きます。)で、次に掲げるもの以外のものは、この限りでありません。
(1) 鄭使桒潛とこれに添付した物との間にあり、かし、これらから分離して使用する物を添付したもの	(1) 郵便業警とこれに添付した物との間にあり、かつ、これらから分離して使用する物を添付したもの
(2) 料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。)又はこれに頼する物を表面に添付したもの	(2) 料金支払のための郵便切手以外の郵便切手(記念のため通信日付印の押印を受けたものを除きます。)又はこれに額する物を表面に添付したもの
	附 則 (平成※※年※月※※日 郵郵事第※※※号)
	この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果

「郵便事業㈱が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いの開始」

「郵便事業㈱が発行する郵便葉書の規格及び様式の変更等」

平成22年3月10日 総 務 省 I 郵便事業㈱が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いの開始 (「特定期間引受配達地域指定郵便」の新設)

<変更の認可申請の概要>

(1) 変更の趣旨及び変更の内容

郵便事業㈱が発行するくじ付葉書(年賀葉書を除く)の取扱いについて、郵便事業㈱が指定する期間内に引き受けた場合に、「配達地域指定」[※]の特殊取扱を行う「特定期間引受配達地域指定郵便」を新設することにより、利用者の選択肢を拡大し、利用者利便性を向上させる。

※「配達地域指定」・・・同一差出人から、町丁目の地域単位の全戸に配達するために、あて名の記載を省略して差し出される 郵便物の取扱い。

(参考)

- ※1: くじ付葉書のうち、年賀葉書については、「配達地域指定年賀特別郵便(年 賀タウンメール)」としてサービスを実施中
- ※2:本格実施に先立ち、昨年の暑中葉書販売開始日からくじ抽せん日の前日(平成21年6月1日から8月31日まで)において、地域を限定(東京都及び政令指定都市)して試行的に郵便事業㈱製暑中葉書の配達地域指定の取扱いを実施(愛称「かもめタウン」、後述IIの横長葉書の発行と同じ時期に試行)。

具体的な需要:サービス業、建設・不動産業等を中心とした中小口のダイレクトメール(商店街など)

(2) 実施予定日 平成22年6月1日(火)



- Ⅱ 郵便事業㈱が発行する郵便葉書の規格及び様式の変更等
 - 1 郵便事業㈱が発行する郵便葉書の規格及び様式の変更 (郵便事業㈱による横に長い形状の葉書の発行)
 - (1) 変更の趣旨

現在、郵便事業(株)は、国内用として縦に長い形状の葉書のみを発行している(国際郵便用の葉書は横に長い葉書を発行)が、横に長い形状の葉書の発行を可能にすることにより、利用者の選択肢を拡大し、利用者利便の向上を図る。

(2) 変更の内容

郵便事業㈱が発行する葉書について、横に長い形状の葉書の発行を可能とする。 (現状は「縦 14.8cm、横 10cm」と規定。ただし、長辺及び短辺の長さ、厚さ等について変更するものではない。)

(参考)

※1:私製葉書については、従来から「縦長」「横長」に係る制限は設けられていない。

※2:本格実施に先立ち、昨年の暑中葉書販売期間中(平成21年6月1日から8月21日まで)及び年賀葉書販売期間中(平成21年10月29日から平成22年1月15日まで)において、地域を限定(東京都及び政令指定都市)して試行的に横長の郵便葉書を発行。(横長葉書の発行枚数:暑中葉書 枚、年賀葉書 枚)

- (3) 実施予定日 平成22年6月1日(火)
- 2 往復葉書の返信部に記載できる事項の制限の廃止等
 - (1) 変更の趣旨

往復葉書の往信の際に返信部に記載できる事項については、現在、「返信に必要な事項」のみ記載できることとされているが、この制限を廃止すること等により、利用者利便の向上を図る。

(2) 変更の内容

往復葉書の往信の際に返信部に記載できる事項の制限を廃止する。

なお、往復葉書の返信部は、返信に用いられるものであるため、「返信に必要な事項」の制限は廃止するものの、その他の制限(返信に関係のないものの添付等)は従前どおりに制限を行う。

<参考:改正による往復葉書の往信の際の返信部の取扱いの比較>

	現行	改正後
往信の際、返信部にあらか じめ記載できる事項	○返信に必要な事項 (例) ・返信部の受取人の住所・氏名 ・アンケート欄、商品等の注文欄 ・返信に関する注意事項(返送期限など) ・注文可能な商品の広告 ・注文可能な商品についての問合せ先 (電話番号、HPアドレスなど)	<制限を廃止>
往信の際、返信部に添付できるもの	○薄い紙又はこれに類する物で、葉書全体の大きさ・重さを超えない範囲で、容易にはがれないよう全面を密着させた物(はがせない物)(例)・あて名を記載したシール・誤字等の訂正のためのシール など	<従前どおり>
往信の際、返信部に添付で きないもの	○葉書の本体から分離して使用する物(はがせる物)(例)・いわゆる「圧着葉書」(請求書等で紙をはがして中身を確認する物)	<従前どおり>

(3) 実施予定日 平成22年5月1日(土)

Ⅲ 審査結果

申請された郵便約款の変更については、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)及び郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号。以下「施行規則」という。)の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
【施行規則第 26 条】	٠	
会社は、法第 68 条第 1 項の規	適	郵便事業株式会社(以下「会社」という。)から提出された認可申請書には、
定により郵便約款の認可を受け		施行規則第 26 条に掲げる事項が記載されていることから、認可申請書として適
ようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しな		当なものであると認められる。
頃で記載した中間音で提出しな ければならない。		
ー 郵便約款(変更の認可の申		
請の場合は、新旧の対照を明		
示すること。)		
二 実施予定期日		
三 変更の認可の申請の場合		
は、変更を必要とする理由		

審査基準	審査結果	理由
【法第68条第2項第1号】		
1 次に掲げる事項が適正かつ明		
確に定められていること。		

審查	₹ 基準	審査結果	理由
に基づ により!	法律又はこの法律 く総務省令の規定 郵便約款で定める されている事項	適	変更申請の内容は、 ① 会社が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いの開始(特定期間引受配達地域指定郵便) ② 会社による横に長い形状の葉書の発行 ③ 往復葉書の往信の際に返信部に記載できる記載事項の制限の廃止等であり、郵便約款上郵便の役務を提供するための条件が適正かつ明確に定められていることから、適当なものと認められる。
転送及	物の引受け、配達、 び還付並びに送達 関する事項	適	変更申請の内容のうち、会社が発行するくじ付葉書による配達地域指定の取扱いについては、あて名の記載を省略した郵便物を、会社が別に定める期間内に引き受け、これを会社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達すると記載されており、また、その他の転送及び還付並びに送達日数に関する事項については、一般的な条件が適用されるものであることから、適当であると認められる。 なお、上記以外の変更申請の内容については、従前と同様の取扱いであり、変更はない。
	に関する料金の収 する事項	_	従前と同様の取扱いであり変更はない。
ニーその作する事具	他会社の責任に関 項	_	従前と同様の取扱いであり変更はない。
	?項第2号】 対し不当な差別的 ものでないこと。	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

- ●郵便法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号)(抜粋) (郵便約款)
- 第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣 の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。
- 一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。
 - イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項
 - ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項
 - ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項
 - ニ その他会社の責任に関する事項
- 二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(審議会等への諮問)

- 第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条 に規定する機関をいう。)で政 令で定めるものに諮問しなければならない。
 - 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
 - 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
 - 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。
- ●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令(平成十五年三月二十八日政令第八十三号) 郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。
- ●お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年十一月十四日法律第二百二十四号)(抜粋) (お年玉付郵便葉書等の発行)
- 第一条 郵便事業株式会社(以下「会社」という。)は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号 付きの郵便葉書又は郵便切手(以下「お年玉付郵便葉書等」という。)を発行することができる。
- 2 (略)